

【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】

1単位=10.70円 5級地

よこすかみかん

<要介護>

サービス内容	サービス提供時間	単 位	基本料金	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護Ⅰ-1・時間内	1回につき20分未満	313	3349	335	670	1005
訪問看護Ⅰ-2・時間内	1回につき30分未満	470	5029	503	1006	1509
訪問看護Ⅰ-3・時間内	1回につき30分以上 1時間未満	821	8784	879	1757	2636
訪問看護Ⅰ-4・時間内	1回につき1時間以上 1時間30分未満	1,125	12037	1204	2407	3612
理学療法士による訪問看護費	1回あたり20分以上	293	3135	314	627	941
初回加算	新規に訪問看護を提供した場合	300	3210	321	642	963
退院時共同指導加算	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	600	6420	642	1284	1926
特別管理加算Ⅰ (1ヶ月につき1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	500	5350	535	1070	1605
特別管理加算Ⅱ (1ヶ月につき1回)	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること	250	2675	268	535	803
緊急時訪問看護加算Ⅰ	1ヶ月につき1回算定	574	6141	615	1229	1842
複数名訪問看護加算Ⅰ (30分未満)	1回につき複数名の看護師等が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	254	2717	272	543	816
複数名訪問看護加算Ⅰ (30分以上)	1回につき複数名の看護師等が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	402	4301	431	861	1291
複数名訪問看護加算Ⅱ (30分未満)	1回につき看護師と看護補助者が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	201	2150	215	430	645
複数名訪問看護加算Ⅱ (30分以上)	1回につき看護師と看護補助者が一人の利用者に訪問看護を行った場合に算定	317	3391	340	679	1017
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	300	3210	321	642	963
ターミナルケア加算	死亡月につき1回算定	2,000	21400	2140	4280	6420

※(1)「緊急時訪問看護加算Ⅰ」「ターミナルケア加算」「夜・朝、深夜加算」は24時間連絡体制にある当事業所は適用となります。

【利用者利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切捨て)

〇〇円-(〇〇円×(0.9 0.8 0.7)(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7

夜間・早朝	朝6時～朝8時、夜6時～夜10時のサービスには、基本単位数に25%加算
深夜	夜10時～朝6時のサービスには、基本単位数に50%加算

※准看護師による看護料金は、上記料金と多少異なります。詳しくはお問合せ下さい。

※「緊急時訪問看護加算Ⅰ」「特別管理加算Ⅰ・Ⅱ」「ターミナルケア加算」は区分支給限度基準額に含まれないサービスとなります。

保険適応外のサービス実施のご利用料 (税抜き)

1エンゼルケア 20,000円

2 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は公共交通機関を利用した場合はその

実費を徴収する

自動車の場合は通常の実施地域を超えたところから片道1キロ当たり10円とする